年末調整の準備資料について

今年も年末調整の季節となり、税務署から事業所に年末調整関係書類も届いていることだと思います。令和元年の年末調整について昨年と変更点はありませんが、令和２年の年末調整が大きく変わるためその準備資料（令和 2 年分扶養控除等申告書の様式）も変更となっております。また令和 2 年分からの年末調整手続きの電子化に向けた取り組みも始まります。（詳しくは年末調整のしおりの 5,6 頁を参考にしてください）

年末調整の封筒の中の必要準備書類

１．扶養控除等（異動）申告書（令和 2 年分 1 枚）
２．保険料控除申告書　　※各申告書は必要な人数分をコピーしてください
３．配偶者控除申告書

１．令和 2 年分扶養控除等（異動）申告書
この書類は甲欄で源泉所得税の計算を行う方の記入作成が必要となります。別紙の記載例を参考に記入をお願いします。中段は源泉控除対象配偶者または扶養する親族（16 歳以上）などがいる場合に記入をします。下段は 16 歳未満の扶養親族がおられる方は記入をお願いします。その下に今回から単身児童扶養者欄が新設されていますので、該当する方は記入をお願いします。

２．保険料控除申告書
本年中（令和元年）に、あなた自身が支払った保険料がある場合に記入をします。
記入した保険料については、保険会社が発行する「証明書」を添付してください。
また給与から控除される社会保険料以外に国民健康保険や国民年金保険を支払われている方、小規模企業共済などの掛金を支払われている方についてもその記入をしていただきます。小規模企業共済や確定拠出年金についても控除証明書の提出を忘れないようにしてください。

３．配偶者控除等申告書
控除の対象となる配偶者がおられる方はこの申告書の提出が必要です。この申告書については、
・控除対象となる配偶者がいない方
・本人の給与年収が 1,220 万円を超えている方
・配偶者の給与年収が 201 万 6,000 円以上（所得が 123 万円以上）
のいずれかに該当する方は作成の必要はありません。
記入の順序は、自分の氏名・住所、配偶者の氏名・生年月日等必要事項を記入したら、「あなたの合計所得金額（見積額）欄」→「あなたの本年中の合計所得金額の見積額欄」→「配偶者の合計所得金額（見積額）欄」→その上の見積額の判定欄にチェックをしていただき、下段の所得額の計算欄で区分Ⅰと区分Ⅱから算定して、配偶者控除もしくは配偶者特別控除の額を記入してください。

〇前年以前に住宅ローン控除の確定申告をされた方で、年末調整にて住宅ローン控除を受ける方は、

・税務署が発行する平成 31 年分の 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」

・借入をしている金融機関が発行する 「住宅資金に係る借入金の年末残高証明書」

の添付をお願いいたします

〇今年中途入社された方へ

会社に中途入社された方で、本年中に他の会社からの給与収入があった方は、前の会社の源泉徴収票を提出してください。提出が無い場合には年末調整の計算ができませんので、自分で確定申告により精算を行っていただくことになります

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告が必要ですので、対象の方がいる場合には当事務所までお知らせください。

今年の年末調整は前年以前と変わりはありませんが、令和 2 年分から適用される源泉所得税に関する改正事項は以下のものがあります。

・給与所得控除の改正
・基礎控除の改正
・所得金額調整額の創設
・各所得控除等を受けるために扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
・住宅借入金等特別控除額の改正

最後に、

年末調整は本年の最後に支給する給与をもとに行うことになっており、その給与の支給時に精算する会社、翌年の給与支払時に精算する会社とその時期は様々です。ただし税務署には年末調整で発生する税額を**翌年の 1 月 10 日**（納期特例申請の場合には 1 月 20 日）に納付しなければなりませんので、できるだけ 12 月中にその計算を終えておきたいと考えております。そのため年末調整の準備資料及び各控除証明書類についても早めに提出をしていただくため、会社はそれぞれの従業員の方から早めに年末調整関係資料をお預かりしていただきますようお願いいたします。

［参考］単身児童扶養者とは

・児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母である方

・現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方

・児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が 48 万円以下

の 3 つの要件をすべて満たしている方をいいます。

小松原税理士事務所

令和２年分　給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

あなたの個人番号を記載します。

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない親族

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金額等を追記します（送金関係書類等の添付等が必要です。）。

令和２年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

税務署長等 麹町 税務署長 板橋 市区町村長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社　○○○○	
	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載 1 1 2 2 3 3 4 4 5	
	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区霞が関3	

（フリガナ）あなたの氏名	サトウ　カズオ 佐藤　和夫	あなたの生年月日	明・大 平・令 昭 44 年 10 月 日
個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	世帯主の氏名	佐藤　和夫
		あなたとの続柄	本人
あなた又は配偶者			有・無

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

扶　給与の支払者受付印

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あ…各欄

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族（平10.1.2生～平14.1.1生）	非居住者である親族	生計を一にする事実	令和２年中の所得の見積額	住所又は居所
源泉控除対象配偶者（注1） A	サトウ　ヨウコ 佐藤　洋子	2 2 3 3 4 4	明・大 昭 平				70,00 円	東京都板橋区大山東町35-1
	サトウ　マモル						0 円	1234　Kokuzei Street, ・・・USA
控除対象扶養親族（16歳以上）（平17.1.1以前生） B	1 佐藤　茂	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	子 明・大 昭 平 11・2・4			レ	○	
	2 サトウ　タカオ 佐藤　隆雄	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	子 明・大 昭 平 16・3・30					
	3		父 明・大 昭 平 17・5・8			レ	300,0	
	4		・					

【源泉控除対象配偶者】
あなた（令和２年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で令和２年中の所得の見積額が95万円以下の人が源泉徴収控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成10年１月２日～平成14年１月１日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和26年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき　⇒　「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき　⇒　「その他」

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成17年１月１日以前生）の扶養親族を記載します。

【源泉控除対象配偶者】
所得の見積額が95万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。
【源泉対象扶養親族】
所得の見積額が48万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。
（参考）
①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

給与等の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 C	障害者	該当者 本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族	寡婦	特別の寡婦	寡夫	勤労学生
	一般の障害者			レ（1人）				
	特別障害者			（人）				
	同居特別障害者			（人）				

左記の内容：佐藤隆雄、身体障害者3級　身体障害者手帳　平成27年4月11日交付

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

【同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、令和２年中の所得の見積額が48万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満（平成17年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

扶養親族等	控除を受ける他の所得者 名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

控除を受けるために提出するものです。者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出するのうちの1か所にしか提出することができません。をお読みください。

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の３の２及び第317条の３の２に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平17.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	令和２年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	サトウ　マサル 佐藤　勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 18・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0 円	
2				平・令 ・				
3				平・令 ・				

年齢16歳未満（平成17年１月２日以後生）の扶養親族を記載します。

国内に住居を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

単身児童扶養者	該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当証書の番号	生計を一にする児童の氏名	令和２年中の所得の見積額	異動月日及び事由

「単身児童扶養者」欄の記載例については、76ページをご確認ください。

国税庁ホームページより抜粋

令和元年分　給与所得者の保険料控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

令和元年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長　麹町

給与の支払者の名称（氏名）　株式会社 ○○○○

給与の支払者の法人番号　1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7

（フリガナ）あなたの氏名　ワタナベ　タダシ　渡辺　正

あなたの住所　東京都港区芝 5－8－1

給与の支払者受付印　保

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険金等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

生命保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類	又は年金支払期間	契約者の氏名	受取人の氏名	あなたとの続柄	新旧区分	(a) 支払金額（剰余金等の控除後の金額）
●●生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺 弘美	妻	新 旧	25,000
●●生命	養老	10年	同上	同上	同上	新 旧	80,000
●●生命	介護	10年	渡辺 正	渡辺 弘美	妻		80,000
●●生命	○○年金	30年	渡辺 正	渡辺 正	本人	新 旧	90,000
●●生命	○○年金	30年	同上	同上	同上	新 旧	30,000

支払った保険料の新旧区分ごとの合計金額を記載してください。

一般保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	25,000 円
一般保険料	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	80,000 円
介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C	80,000 円
個人年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	90,000 円
個人年金保険料	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	30,000 円

25,000 円 × 1/2 ＋ 10,000 円 =22,500 円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

80,000 円 × 1/4 ＋ 25,000 円 =45,000 円【計算式Ⅱ（旧保険料等用）】

80,000 円 × 1/4 ＋ 20,000 円 =40,000 円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

90,000 円 ⇒ 最高 40,000 円【計算式Ⅰ（新保険料等用）】

30,000 円 × 1/2 ＋ 12,500 円 =27,500 円【計算式Ⅱ（旧保険料等用）】

Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	①	22,500 円（最高40,000円）	
Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	②	45,000 円（最高50,000円）	
①と②のいずれか大きい金額	③	40,000 円（最高40,000円）	
Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋐	45,000 円	
	㋑	40,000 円（最高40,000円）	
Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	④	40,000 円（最高40,000円）	
Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑤	27,500 円（最高50,000円）	
④と⑤のいずれか大きい金額	⑥	40,000 円（最高40,000円）	
③＋⑥	㋒	40,000 円	

計算式Ⅰ（新保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2＋10,000円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4＋20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

計算式Ⅱ（旧保険料等用）※	
B又はEの金額	控除額の計算式
25,000円以下	B又はEの全額
25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2＋12,500円
50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4＋25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

生命保険料控除額計（㋐＋㋑＋㋒）（最高120,000円）　120,000 円

㋐45,000 円＋㋑40,000 円＋㋒40,000 円 =125,000 円 ⇒ 最高 120,000 円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

（源泉徴収義務者の方へ）支払った保険料等の金額の合計額 ［　　］ を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の対象となった家屋に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認印
××火災	地震(建物)	5年	渡辺 正	本人	地震・旧長期	42,000 円	
			同上	同上			
▲▲火災	積立傷害	12年	渡辺 正	本人	地震・旧長期	14,800	
			同上	同上			

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ 42,000 円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ 14,800 円
地震保険料控除額	Ⓑの金額 42,000 円（最高50,000円）＋ Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）12,400 円（最高15,000円）＝ 50,000 円（最高50,000円）

地震保険料の金額の合計額 ＝ 除外（最高 50,000 円）

14,800 円 × 1/2 ＋ 5,000 円 ＝ 4002円

42,000 円 ＋ 12,400 円 =54,400 円 ⇒ 最高 50,000 円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することの氏名	支払額
			円
合計（控除額）			円

国民年金保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額の見積額が38万円以下（収入がない場合）かつ年齢70歳未満の場合

令和元年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長：神田

給与の支払者の法人番号（または氏名）：○○○○　株式会社

※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。

2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8

東京都千代田区神田錦

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

（フリガナ）あなたの氏名：キムラ　トオル

木村　徹　㊞

給与の支払者受付印

左の判定結果を記載します。

◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1　6,153,000 円　判定　☑ 900万円以下(A)　☐ 900万円超950万円以下(B)　☐ 950万円超1,000万円以下(C)　区分Ⅰ　A（左のA～Cを記載）

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。
※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。
※親族関係書類の添付等が必要です（扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしている場合には、不要です。）。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します（配偶者に収入がない場合は、「０」を記載します。）。
※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者（昭25.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	明・大 昭・平 48 年 4 月 17 日			

あなたと配偶者の住所又は居所が同一又は居所

控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。
※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2　0 円　判定　☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭25.1.1以前生）①　☑ 38万円以下かつ年齢70歳未満②　☐ 38万円超95万円以下③　④　区分Ⅱ　②（左の①～④を記載）

左の判定結果を記載します。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

◎ この合計所得金額の見積額の計算表の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額
	給与所得	(1)	8,170,000 円		(注) 6,153,000 円
	事業所得	(2)			(ⓐ－ⓑ)
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			(ⓐ－ⓑ)
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ－ⓑ)×1/2又は(ⓐ－ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額　円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				6,153,000

⇒上記の*1欄に転記してください。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載します。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額
	給与所得	(1)	円		(注) 円
	事業所得	(2)			(ⓐ－ⓑ)
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)			
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額　円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				0

⇒上記の*2欄に転記してください。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載します（給与の収入がない場合は、記載不要です。）。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します（給与の収入がない場合は、記載不要です。）。

配偶者に収入がない場合は、この「(1)～(7)の合計額」欄に「０」を記載します（「給与所得(1)」欄などに「０」を記載する必要はありません。）。

「配偶者控除の額」欄に、380,000円を記載します。

区分ⅠがA、区分Ⅱが②のため、対象となる控除は配偶者控除となり、控除額は380,000円になります。

控除額の計算

	区分Ⅰ	①	②	③	区分Ⅱ ④（*2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
380,000 円	円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

国税庁ホームページより抜粋